京都市消防局訓令甲第8号

各部消防学校各消防署

京都市消防職員の標準的な職を定める規程を次のように定める。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防職員の標準的な職を定める規程

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、 次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職制上の段階	標準	生的な職
1	消防局次長、監察監、理事が属する職制上の段階	局	長
2	統括監察員, 部長, 校長, 担当部長, 署長が属する職制上の段階	部	長
3	課長、分署長、副署長、担当課長が属する職制上の段階	課	長
4	課長補佐、担当課長補佐が属する職制上の段階	課:	長補佐
5	係長、担当係長が属する職制上の段階	係	長
6	整備主任者が属する職制上の段階	作	業長
7	主任が属する職制上の段階	主	任
8	1の項から7の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係	員

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)